

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名		感染症診査協議会条例	
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 4 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 1 節
所 管 部 局 室 課		保健福祉部健康増進課	
条 例 の 概 要		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 24 条第 6 項の規定に基づき、感染症診査協議会に関し必要な事項を定めている。	
検       討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	感染症法第 24 条第 1 項の規定により各保健所に置くこととされている感染症の診査に関する協議会について、同条第 6 項の規定に基づき、必要な事項を定めているものであり、必須の条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	感染症診査協議会は、迅速かつ的確な対応が必要とされる感染症等の患者の入院の必要性等について審議する機関であり、感染症のまん延防止のために有効に機能している。	19 年度の開催状況 計 207 回
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	感染症法第 24 条第 2 項の規定に基づき、9 箇所の保健福祉事務所を 4 つに分け、各々に 1 つの協議会を設置し、更に各協議会に「感染症部会」と「結核部会」を設置し、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者等で構成された委員により、効率的な審議が行われている。	各協議会は、6 名から 10 名の委員で構成されている。 平成 21 年 3 月現在 4 協議会の委員数 計 34 名
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	感染症のまん延防止のために、迅速かつ的確な対応が必要とされる感染症等の患者の入院の必要性等について審議する感染症診査協議会に関し、必要な事項を定めたものであり、感染症予防対策の効果的な推進を図ることとしている「神奈川県力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	感染症法第 24 条第 6 項の規定に基づき、協議会に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由  現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	特 記 事 項
	次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無
		有	(無)